

クリスマスパートナーズ実施要領

(目的)

第1条 この要領は、霧島市（以下「市」という。）の「褒め合う」をテーマにしたプロモーション活動「クリスマススター」の普及に積極的に取り組む事業所・団体等をクリスマススターパートナーズ（以下「パートナーズ」という。）として認定することにより、クリスマススター活動の推進につなげることを目的とする。

(対象)

第2条 パートナーズの対象は、趣旨に賛同し、クリスマススター活動に積極的に取り組む事業者や団体等とする。

(認定)

第3条 市長は、次の各号のいずれかの活動に積極的に取り組む事業所や団体等をパートナーズとして認定することができる。

- (1) 事業所や団体内等での褒め合う活動の推進
- (2) クリスマイスターのロゴデザイン等を活用した活動のPR

(認定期間)

第4条 パートナーズの認定の有効期間は、認定された日から2年を経過した日が属する年度の末日までとする。ただし、認定の有効期間満了日の1箇月前までに、本市、パートナーズのいずれからでも何らかの異議申し立てがない場合は、期間をさらに3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(パートナーズ協力事項)

第5条 パートナーズは、当該事業の趣旨に賛同し、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 褒め合う活動の推進
- (2) クリスマイスターのロゴデザインを活用した商品またはノベルティ等の製作
- (3) クリスマイスター事業への協力
- (4) その他クリスマススター活動の普及に関する取組

(市の支援)

第6条 市長は、認定したパートナーズに対し、次の事項に掲げる支援を行うものとする。ただし、支援の内容は変更になる場合がある。

- (1) 霧島市ウェブサイトでの取組紹介
- (2) キリシマイスターグッズ等の提供
- (3) その他活動の推進に必要と認める支援

(情報管理等)

第7条 第三者がパートナーズの情報を利用したことによるトラブル等について、パートナーズにおいて必要な処置を講じ解決するものとし、本市は一切の関与及び責任を負うことはできない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、パートナーズに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年2月6日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。